

令和 6 年度三木町一般廃棄物処理実施計画

令和 6 年 4 月

香川県 三木町

- 1 令和 6 年度三木町一般廃棄物（し尿を除く。以下「ごみ」という。）処理実施計画
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 2 年三木町条例第 4 1 号）第 5 条第 1 項の規定による令和 6 年度三木町ごみ処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、次のとおりとする。
 - （1） 処理するごみの種類
 - ア 家庭ごみ
町民の家庭生活から発生するごみ
 - イ 事業系ごみ
町内の事業所、事業者の事業活動に伴って発生するごみ
 - （2） 処理区域
三木町内全域
 - （3） 家庭系ごみの処理
 - ◎ 町民は、家庭系ごみを下記の「ごみの分別と出し方」及び「ごみの収集曜日」に定められた方法により、決められた収集場所に排出し、町長は生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬・処分を行う。
 - （ア） ごみの出し方と分別
別表 1－1 のとおり
 - （イ） ごみの収集曜日
別表 1－2 のとおり
 - （ウ） 臨時ごみ手数料
別表 1－3 のとおり
 - ◎ 前記ア以外のごみで、町長が必要と認める次のものについては、町が別途対応するものとする。
 - （ア） 町内及び河川等の一斉清掃等ごみ
地域住民の奉仕活動による公共の場所の清掃により生じたごみ
 - （イ） 不法投棄ごみ
公共の場所等に不法投棄されたごみで、原因者、土地の管理者等による処理が著しく困難であるもの。
 - （ウ） その他
環境保全上、処理が必要なもの。
 - （4） 事業系ごみ
 - （ア） 事業者は、ごみの発生抑制と再生利用等により、積極的にごみの減量に努めるとともに、事業者自らの責任において適正に処理を行うものとする。
 - （イ） 事業者自ら処理できない場合は、町長が指定する一般廃棄物処理施設に自ら搬入することができる。ただし、自らの前処理等により当該事業系ごみの減量に努めた後でなければ施設に搬入してはならない。

(ウ) 事業者自ら町長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入できない場合は、町長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に収集運搬を委託し、適正に処理するものとする。この場合、前記（イ）によるごみの分別等を適正に行うとともに事業系一般廃棄物の分別収集体制等を確立させなければならない。

(エ) 許可業者

許可業者は、ごみの分別区分に従い適正処理に努めるとともに生活環境の保全上支障が生じないように収集し、運搬しなければならない。

許可業者は、次のとおりとする。

許可業者名	所在地
(株)三木山田清掃	木田郡三木町大字池戸 2 9 6 0 番地
(株)M C S	高松市三谷町 3 9 7 7 番地
(有)塵芥センター	高松市一宮町 1 6 8 6 番地 6
(有)新川商会	木田郡三木町大字下高岡 2 1 2 4 番地
(有)エコネット	東かがわ市白鳥 1 6 1 8 番地 2
(株)パブリック	観音寺市大野原町福田原 2 4 1 番地 1
(有)マサヤ	東かがわ市白鳥 1 1 9 番地 7
(株)大川クリーンネット	さぬき市長尾東 3 1 5 1 番地 2
(株)エムケーインデクト	木田郡三木町大字井上 1 7 2 1 番地 1
(株)富士クリーン	綾歌郡綾川町山田下 2 9 9 4 番地 1
(株)ティエラル	高松市上天神町 6 2 0 番地

(5) ごみの排出量及び収集・運搬計画等

別表 2－1～別表 2－3 のとおり

2 令和 6 年度三木町一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び条例第 5 条第 1 項の規定による三木町から発生する令和 6 年度一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理実施計画は、次のとおりとする。

(1) 処理するごみ種類

し尿 浄化槽汚泥

(2) 処理区域

三木町内全域

(3) 収集する一般廃棄物の種類

し尿 浄化槽汚泥

(4) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の排出状況、処理主体、収集・運搬、中間処理は、別表 3 のとおりとする。

別表 1 - 1

(ア) ごみの出し方と分別

収集区分	主 な 品 物		出 し 方
可燃ごみ	・塵芥類（調理くず、残飯） ・紙くず類（ちり紙、紙おむつ） ・テープ類 （カセットテープ、ビデオテープ） ・皮革・ゴム製品（革靴、長靴、鞆） ・プラスチック製品（プラモデル、時計、洗いおけ） ・繊維くず（軍手、毛糸、ぬいぐるみ） ・少量の枝・枯葉 ・木くず、剪定枝		・町指定ごみ袋（45ℓ、30ℓ、20ℓ）に入れる。 ・生ごみは、十分に水切りする。 ・食用油は、紙などにしみこませて出す。 ・紙おむつは、汚物を取り除いて出す。 ・木くず、剪定枝は、40 cm以内に切断して指定（45ℓ）を巻きつけて出す。
不燃ごみ	・小型家電製品（家電4品目を除く） ドライヤー、ラジカセ、炊飯器、ポット等 ・焼却灰 ・陶磁器類（皿、茶碗、花瓶、植木鉢、壺） ・ガラスくず（皿、鏡、グラス） ・複合素材製品（傘、眼鏡、ペン） ・蛍光灯・電球・壊れた陶器・刃物等		・蛍光灯・電球・板ガラス・壊れた陶器刃物等は中身が分かるように白色か透明の袋に入れて「危険」と表記して箱に入れて出す。
粗大ごみ	・掃除機、ストーブ、扇風機、コンロ、布団等 ・長さが40cm以上1m以下で20kg未満の家具等		・布団類は1枚ずつ十字に束ねて出す。 ・ストーブ類の灯油は抜いて出す。
大型粗大ごみ	・たんす、机、マッサージ器、ソファ、畳、マットレス、ベッド等 （1mを超える家具等または20kgを超える重さのもの）		・収集出来ないので、直接クリーンセンターへ持ち込む。
缶類	・アルミ製	飲料缶、スプレー缶	・中身を空にして軽くすすいで出す。 ・町専用網袋（緑色）に入れる。
	・スチール製	飲料缶、缶詰、菓子缶、スプレー缶	・中身を空にしてすすいで出す。 ・スプレー缶などは中身を使い切り、ガス抜きをして出す。 ・町専用網袋（青色）に入れる。
びん類	・飲料びん ・化粧品びん ・インスタントコーヒーびん		・キャップをとり、中身を軽くすすぎ、色別に分けて出す。 ・キャップやふたは可燃ごみへ出す。

	・酒びん (茶色・白色・青緑色)	・町専用のコンテナに入れる。
ペット ボトル	・飲料用 ・酒用 ・醤油用	・キャップとラベルをとり、中身を軽くすすいで出す。(キャップとラベルは可燃ごみへ出す) ・つぶさないで出す。 ・町専用網袋(黄緑色)に入れる。
紙類	・新聞・牛乳パック ・雑誌・雑紙 ・段ボール	・種類ごとにひもで十字に束ねて出す。 ・雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次の収集日に出す。
衣類	・衣類 ・タオル	・ひもで結ぶかポリ袋に入れて出す。 ・雨天の場合は、ポリ袋に入れるか次の収集日に出す。
金属類	・調理器具(フライパン、鍋、やかん) ・缶類(30cm以上40cm未満、オイル、ペンキ等) ・鉄くず(鉄アレイ、チェーン、バーベル)	・業務用の缶類は収集不可。 ・中身の入った缶類は収集不可。
廃乾電池	・筒型乾電池	・町専用の赤色専用バケツへ(ボタン型電池、ニカド電池は販売店へ)
臨時・粗大ごみ		・三木町クリーンセンターへ電話予約申し込みをする。 - 軽トラック一台あたり 3,810 円(税抜) - 普通トラック1台あたり 4,630 円(税抜) 2トン車1台あたり 9,524 円(税抜) (分別し、可燃ごみは指定袋に入れる)

町で処理できないもの

種 類	主な品目
危 険 物	ガソリン、灯油、オイル、塗料、シンナー、農薬、廃油、バッテリー、薬品類、 医薬系廃棄物、ガスボンベ等
処理困難物	コンクリート片、ブロック、瓦、石、タイヤ、消火器、オートバイ、(50 cc 以上) ボート、残土、砂利、ガレキ等
産業廃棄物	事務所、商店、工場など事業活動に伴って発生した廃棄物であり、燃え殻、汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。 農機具、農業用ビニール、畔なみ、ハウス資材（鉄骨、ビニール）等
パソコン	デスクトップパソコン（本体）、ノートパソコン、一体型パソコン
家電４品目	冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン

※ 【ごみの搬入先】

三木町クリーンセンター

所在地 三木町大字下高岡４３１９番地１ 電話 ０８７－８９８－２５５４

搬入時間 月・火・木・金曜日 AM８：４５～PM４：１５

第２・４土曜日 AM８：４５～AM１１：００

（祝日及び年末年始は除く）

料金

収集区分	料金
可燃ごみ	袋指定
不燃ごみ	１０kg ごとに付き１４０円
資源ごみ	無料
粗大ごみ	１０kg ごとに付き１４０円

注）１.持込量が１０kg 未満の場合は１０kg となります。

※算出金額は、上記記載額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。

別表 1－2

(イ) ごみの収集曜日

収集地区		可燃ごみ	資源ごみ (カン・ビン・ ペットボトル)	資源ごみ (紙・衣類・ 金属) 不燃ごみ 粗大ごみ	廃乾電池
		週 2 回	月 2 回	月 1 回	月 1 回
平井地区 (池戸)	宮ノ前、池戸下所、登松、宗戸北、宗戸中、宗戸南、柳町、錦町北、錦町南、桜町北、桜町南、天神前、天神町、大塚、上池西、上池東、大塚西団地、サントウン上池東	月曜日・ 木曜日	第 1・3 火曜日	第 1 金曜日	第 1 火曜日
平井地区 (鹿伏・ 平木・ 池戸)	鹿伏東、鹿伏、白山台団地、シャルム平木尾池、白山ビレッジ、茶園、花枝東、花枝西、平木下所、三木団地、荒木、荒木団地、平木下所団地、砂入、砂入団地、大塚団地	月曜日・ 木曜日	第 2・4 火曜日	第 3 水曜日	第 2 火曜日
平井地区 (平木・ 井上・ 池戸)	平尾、高野、山田、宮ノ浦東、宮ノ浦西、尾崎、川西、川東、小原、馬場、南地、小谷、中谷、北地、立石、柿谷、戸敷、戸敷中、風呂谷、深谷、四角寺、香蓮寺、西浦谷、鍋淵、高尾、医学部看護師宿舎、医学部池戸宿舎、男井間団地、四角寺南団地	火曜日・ 金曜日	第 2・4 木曜日	第 1 水曜日	第 2 木曜日
氷上地区	下氷上、福万、重元、寺ノ前、中川、花丸、長生、中川団地、南中川団地、公社氷上団地	月曜日・ 木曜日	第 2・4 水曜日	第 2 金曜日	第 2 水曜日
	長楽寺、川原、丸岡、青岸	月曜日・ 木曜日	第 1・3 水曜日	第 4 金曜日	第 1 木曜日
	大字氷上のうち嶽、氷谷原、大字上高岡全域	火曜日・ 金曜日	第 1・3 月曜日	第 2 水曜日	第 1 月曜日

	高原	火曜日・ 金曜日	第１・３ 木曜日	第４ 水曜日	第１ 木曜日
田中地区	西地、砂古、高津、寺ノ浦、四十塚、 赤坂、中原、高原	月曜日・ 木曜日	第１・３ 火曜日	第４ 金曜日	第１ 火曜日
	柳原、北天枝、南天枝、中北、中西、 中東、中免、柳原団地、柳原グリーン タウン	月曜日・ 木曜日	第２・４ 火曜日	第４ 金曜日	第２ 火曜日
	穴田、上田中西、上田中東、北石塚、 中石塚、南石塚、東石塚、下宮尾東、 下宮尾西、上宮尾、石塚団地、プレイ ズタウン宮尾、大字朝倉全域	月曜日・ 木曜日	第１・３ 水曜日	第４ 金曜日	第１ 水曜日
	大字小蓑のうち小蓑下所、足田打を 除く区域	火曜日	第２月 曜日	第４ 金曜日	第２ 月曜日
	小蓑下所	火曜日	第２月 曜日	第４ 水曜日	第２ 月曜日
	足田打	木曜日	第２月 曜日	第４ 金曜日	第２ 月曜日
井戸地区	全域	火曜日・ 金曜日	第１・３ 月曜日	第２ 水曜日	第１ 月曜日
下高岡地 区	白山、みどりヶ丘正一	火曜日・ 金曜日	第１・３ 月曜日	第２ 水曜日	第１ 月曜日
	塚脇、江村、八戸、原北、四篠、新開 １、新開、正一、鳥打、駒足、白山南 団地、江村住宅、原北東団地、駒足美 季の森、白山西団地	火曜日・ 金曜日	第１・３ 木曜日	第４ 水曜日	第１ 木曜日
神山地区	大字鹿庭全域	火曜日・ 金曜日	第２・４ 月曜日	第４ 水曜日	第１ 月曜日
	大字奥山全域	火曜日	第２月 曜日	第４水曜 日	第２ 月曜日

◎ 祝日はごみの収集を実施する。

別表 1－3

(ウ) 臨時ごみ手数料

◎軽トラック	1 台あたり	3,810 円
◎普通トラック	1 台あたり	4,630 円
◎2 トン車	1 台あたり	9,524 円

※算出金額は、上記記載額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とする。

別表 2－2

2 特別管理一般廃棄物の処理

- ・特別管理廃棄物のうち、感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成4年8月13日付環境234号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「マニュアル」という）によるものとする。
- ・感染性廃棄物のうち病理廃棄物を除くものは、当該医療機関等の施設でマニュアルに従い処理し、また特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する業者（感染性廃棄物の取扱いの許可を有するものに限る。）に委託して処理するものとする。
- ・医療機関が、感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物に限る。）を自ら町長の指定する処理施設（焼却処理施設に限る。）に持ち込み、処理を受けようとする場合には、マニュアルに従って適正に分別して、当該施設の管理者に特別管理一般廃棄物である旨を申し出て、その指示に従って処理するものとする。
- ・感染性廃棄物のうち、病理廃棄物は、（株）塵芥センターに処理を委託する。

3 その他

- ・在宅医療に伴い過程から排出される注射器、人工透析器具等の医療系廃棄物については、原則、当該器具等を投与し、または販売機関等に返却し、マニュアルに従って処理するものとする。

別表 2 - 3

4 処理計画

ア 管理施設

施設名	三木町クリーンセンター
事業主体	三木町
所在地	三木町大字下高岡 4 3 1 9 番地 1
再資源化ごみ選別・減容処理設備	設備処理能力 4.90t/h
選別設備	磁選機 0.98t/h アルミ選別機 0.30t/h
圧縮設備	金属圧縮機 0.98 t/h
軽量設備	ロードセル式トラックスケール 秤量 30t
粗大ごみ上屋棟	床面積 80.0 m ²
持込みごみ（可燃・不燃）上屋棟	床面積 6 7 . 6 m ²
ビン貯留層	3 槽

イ 焼却施設

事業主体	香川東部溶融クリーンセンター
所在地	香川県東部清掃施設組合
処理方法	香川県さぬき市長尾東 3 0 1 3 番地
処理能力	65t/24h×3 炉 計 195t/24h
残渣処分方法	
備 考	※余熱利用 ・ 蒸気による本施設内の暖房・給油 ・ 蒸気タービン発電機による電力利用と余剰電力の買電

5 排出抑制施策

事業名	事業内容
有料指定袋の使用	可燃ごみについては有料の指定袋 1 0 枚（大 4 5 0 4 0 0 円、中 3 0 0 3 0 0 円、小 2 0 0 2 0 0 円）を使用しているもののみ収集
ごみの分別方法と出し方の説明	三木町のステーション収集におけるごみの分別方法等の説明会
広報誌への掲載	随時、「広報みき」にごみに関する内容の記事を掲載
生ごみ処理機等普及事業	生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入者に助成

別表 3

し尿、浄化槽汚泥処理計画

1 収集・運搬計画

	し 尿	浄化槽汚泥
収集区域	三木町全域	
収集主体	委託業者	許可業者
収集回数	原則として月 1 回	必要の都度
収集方法	個別収集方式	
中継施設	名 称：三木町クリーンセンター 所 在 地：三木町下高岡 4 3 1 9 番地 1 貯留容量：100t 槽× 2 槽	

2 中間処理及び最終処分計画

施 設 名	高松市衛生センター
事 業 主 体	高松市
所 在 地	高松市朝日町五丁目 5 番 56 号
処 理 方 法	し渣等除去後、東部下水処理場に移送
処 理 能 力	378kl／日
搬 出 量	東部下水処理場に、68,100kl（高松市、綾川町受託分及び処理水含む。）
し 渣	444.0t（一般廃棄物焼却施設において処理）

3 収集主体

許 可 業 者	所 在 地
(株)三木山田清掃	木田郡三木町大字池戸 2960 番地

別表 2-1

1 ごみ排出量および収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類			収集・運搬計画					処理計画		
			収集主体	収集区域	収集運搬量	収集回数	収集方法	排出容器等	処理方法	処理主体
家庭系ごみ	可燃ごみ		委託	町内全域	4,600t	週 2 回	ステーション方式	指定ごみ袋	溶融処理	香川県東部清掃 施 設 組 合
	不燃ごみ				1,000t	月 1 回		—	溶融処理	
	缶・ビン・ペットボトル	(アルミ缶)			450t	月 2 回		町専用網袋（緑色）に入れる	中間処理＝再商品化業者 (選別・圧縮・梱包)	
		(スチール缶)						町専用網袋（青色）に入れる		
		(無色びん)						町専用コンテナに入れる		
		(茶びん)								
		(その他のびん)								
	(ペットボトル)	町専用網袋（黄緑色）に入れる								
	金属類		委託	1,400t	月 1 回	—	再商品化業者			
	紙・布類	新聞紙 雑誌 段ボール 布・紙類 牛乳パック								
水銀含有ごみ		直営	10t	随時	ボックス回収	回収ボックスに入れる	適正処理業者			
事業系ごみ	可燃ごみ		直営 (自己搬入)		5t			指定ごみ袋	溶融処理	香川県東部清掃 施 設 組 合
事業系ごみ (許可)	可燃ごみ		許可業者	各業者 契約店舗	1,700t		店舗別収集方式	指定ごみ袋	溶融処理	香川県東部清掃 施 設 組 合